第２章　環境を取り巻く情勢

１　広島県の自然環境の特徴

(1) 地形・地質

広島県は、日本の中国地方の南部に位置し、北部は中国山地に、南部は瀬戸内海に面しており、面積は 8,478 ㎢です。

北から南に向けて中国山地（標高 1,000m 以上）、吉備高原面（標高 400～700m）、瀬戸内海面（標高 250m 以下）と断層によりできた３つの高さの違う平坦な地形が階段のように並んでおり、徐々に標高が下がっていく地形となっています。山地が県土の約７割を占め、全国に比べて山地が多く、低地が極めて少ないことが特徴です。

中国山地は多くの河川の源流となっています。これらの河川は、山地から瀬戸内海へと流れ込み、沖積平野を形成しています。特に、太田川下流の広島平野や、芦田川下流の福山平野は、人口や産業が集中しています。また、瀬戸内海には多数の島々が点在し、多島美と言われる独自の景観を形成しています。

地質は、流紋岩類と花崗岩類が広い面積を占めています。一般的に「広島型花崗岩」と称される花崗岩が、県内面積の約 40％を占め最も広く分布しており、表土は花崗岩が風化した真砂土で覆われています。

(2) 気候

広島県は、中国山地によって冬の季節風が、四国山地によって夏の季節風がさえぎられるため、年間を通じて晴天が多く、おおむね温暖低湿な気候となっています。また、北部の山間地帯は降水量が多く、冬季は寒冷で積雪が多い地域もあり、県全体で多様な気候を呈しています。

(3) 動植物

中国山地のブナ林や落葉広葉樹林帯には、ツキノワグマ、ヤマネ、ニホンモモンガ等の哺乳類やクマタカ等の猛禽類、ゴギ等の魚類が生息しています。

吉備高原面、瀬戸内海面の二次林（アカマツ林、コナラ林等）や田園地帯は、里山・里地として、人々の生活や営農の営みと一緒に育まれた様々な生き物の生息場所となっており、両生類のナゴヤダルマガエル、魚類のオヤニラミ、昆虫類のタガメやゲンゴロウなどのほか、本県が最後の生息地であるヒョウモンモドキが生息しています。

内陸部の河川には、上流部にゴギ、アマゴ、ヤマメが生息しています。また、イシドジョウやスイゲンゼニタナゴ等の希少な魚類のほか、オオサンショウウオや貝類のカワシンジュガイなどが生息し、水辺の豊かな生態系を形成しています。

瀬戸内海は、世界でも有数の多島海であり、穏やかな波と豊かな漁業資源に恵まれています。沿岸域の里海には、アマモやガラモ等の海草、海藻からなる藻場[20]や干潟[21]があり、多くの魚介類の産卵場所や生息場所となっています。瀬戸内海には、スナメリなどの哺乳類、アビ類（アビ、オオハム、シロエリオオハム）などの鳥類が生息するほか、ナメクジウオやカブトガニなどの貴重な生き物も生息しています。また、宮島の潮汐湿地の一部には、日本で唯一ミヤジマトンボが生息しています。

[20] 藻場：沿岸のアマモなど海草やガラモなど海藻が群生する区域。魚類の産卵場・生育場として重要な生態系。

[21] 干潟：干潮時に現れる砂泥質の平坦な場所。プランクトンなどの微生物や多種多様な生物の生息の場となり、海水を浄化する機能がある。水鳥の飛来場所にもなっている。

２　環境に関する国内外の動向

令和５（2023）年のG7広島サミットで採択された首脳声明では、「我々の地球は、**気候変動、生物多様性の損失及び汚染**という３つの世界的危機並びに進行中の世界的なエネルギー危機からの未曽有の課題に直面している。」と、環境に関する３つの危機が述べられました。この課題解決のため、国内外で様々な取組が進められています。

(1) 気候変動

人間活動による温室効果ガス[22]の増加による地球温暖化によって、異常気象、海面上昇、生態系破壊など深刻な影響が生じ、人類の生存基盤を脅かすことから、温室効果ガスの排出削減及び吸収により「カーボンニュートラル[23]」を実現する必要があります。

国際的には、令和３（2021）年の気候変動枠組条約締約国会議（COP26）で、石炭火力発電所の段階的な削減等（グラスゴー気候合意）が採択されました。令和５（2023）年のCOP28では、パリ協定後初の進捗評価において1.5度目標達成のための緊急的な行動の必要性などが示され、各国の温室効果ガス削減目標の更なる引き上げが求められています。

国内では、「2050年カーボンニュートラル」に向けて、温暖化対策推進法の改正やGX（グリーントランスフォーメーション）[24]推進のための投資促進、気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）[25]に基づく企業の情報開示などが進められています。さらに、令和７（2025）年２月には、新たな地球温暖化対策計画及びエネルギー基本計画により、令和17（2035）年度及び令和22（2040）年度の温室効果ガス削減目標や、その達成のための主な施策、非化石エネルギーへの大幅な転換などが示されました。令和８（2026）年度に一部企業での排出量取引制度[26]が開始されたほか、令和10（2028）年度には化石燃料賦課金制度[27]の開始が決まっています。

また、猛暑や豪雨などの異常気象が頻発しており、防災・減災、農林水産、健康、自然生態系などの各分野における気候変動への適応策の重要性が高まってきています。

(2) 生物多様性の損失

生物多様性の損失とは、地球上の種、遺伝子、生態系の多様性が減少することです。これにより、生態系の機能が低下し、食料や医薬品などの資源が失われ、病気の拡大や災害への脆弱性が増すなど、人類の生存基盤が脅かされてしまうため、生物多様性の損失を止め、回復させる「ネイチャーポジティブ（自然再興）」が必要となっています。

国際的には、令和３（2021）年から令和４（2022）年の生物多様性条約締約国会議（COP15）で「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択され、生態系を回復に向かわせるため令和12（2030）年までに地球の陸域と海域の少なくとも30%以上を保護地域として効果的に保全するという「30by30目標」などが採択されました。企業の活動に

22 温室効果ガス：大気を構成する気体であって、赤外線を吸収し再放出する気体。京都議定書による第二約束期間（平成25（2013）～令和２（2020）年）から追加された三フッ化窒素のほか、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄の７物質が温室効果ガスとして排出削減対象となっている。なお、温室効果は、温室効果ガスが赤外線を吸収し再放出することで、地表温度を上昇させる現象。

23 カーボンニュートラル：温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させ、実質排出量をゼロにすること。

24 GX（グリーントランスフォーメーション）：脱炭素社会への転換に向けた産業・社会構造の変革。

25 気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）：Task Force on Climate-related Financial Disclosuresの略。企業の気候関連リスク情報開示を促進する機構。

26 排出量取引制度：温室効果ガスの排出枠を設定し、企業間で取引できる制度。排出削減を促進する政策手段。

27 化石燃料賦課金制度：化石燃料の使用に対し課金する制度。脱炭素化へのインセンティブとして機能。

ついては、令和５（2023）年に自然資本や生物多様性に関するリスクや機会を評価・開示する枠組みである自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD）[28]が示され、企業における情報開示の動きが本格化してきています。

国内では、生物多様性の保全及び「30by30 目標」の達成に向けて、国立公園や都道府県立自然公園等の行政機関が定める保護地域以外に、企業や団体等の取組によって生物多様性の保全が図られている区域を登録する「自然共生サイト」の制度が始まっています。

一方で、外来生物[29]の定着により、従前の生態系が脅かされたり、人の健康や農林水産業の被害が生じています。また、野生鳥獣の分布拡大による市街地への出没や人身被害の発生、農林水産業への被害など、人との軋轢が深刻化しています。クマ類については令和６（2024）年に指定管理鳥獣に指定され、令和７（2025）年には一定条件下で市街地での銃猟を可能とする緊急銃猟[30]制度が創設され、野生鳥獣の管理を図るための取組が進められています。

また、自然公園の活用については、平成 28（2016）年から「国立公園満喫プロジェクト」が推進されていますが、混雑やマナー問題等に対応するため、「国立公園ならではの魅力的な滞在体験の提供」、「国立公園のブランド力向上と国内外へのプロモーション強化」、「保護と利用の好循環による地域への貢献」を柱とする「国立公園満喫プロジェクト 2026 年以降の取組方針」（令和８（2026）年３月）に基づき、取組が加速されています。

(3) 汚染（海洋プラスチック汚染、化学物質等）

海洋プラスチックごみは、生態系を含めた海洋環境の悪化、景観への悪影響、漁業や観光への影響など様々な問題を引き起こしており、近年は、マイクロプラスチック[31]による海洋生態系や人体への影響が懸念されています。そのため、プラスチック製品等の流出やマイクロプラスチックの発生を防止する必要があります。

国際的には、令和元（2019）年の G20 大阪サミットにおいて、令和 32（2050）年までに新たな海洋プラスチック汚染をゼロにすることを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」を日本が提案し、他国・地域に共有されるとともに、国際条約を策定する交渉が進められています。また、企業においても、プラスチックの使用削減やリサイクル推進の取組が行われています。

国内では、令和４（2022）年にプラスチック資源循環促進法が施行され、使い捨てプラスチックの削減、プラスチックごみの分別回収、リサイクルの推進が本格化したほか、様々な主体により回収や清掃等の取組が進められています。

28 自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD）：Taskforce on Nature-related Financial Disclosures の略。企業の自然資本関連リスク情報開示を促進する機構。

29 外来生物：国外や国内の他地域から人為的（意図的又は非意図的）に導入されることにより、本来の分布域を越えて生息又は生育することとなる生物。

30 緊急銃猟：人の日常生活圏に出没したクマ類・イノシシに対して一定の条件のもとで銃猟を可能とする制度で、令和７（2025）年に鳥獣保護管理法の改正により創設された。

31 マイクロプラスチック：一般に粒径 5mm 未満の微細なプラスチック粒子。海洋汚染や生態系への影響が懸念される。

また、人体への影響が懸念される有機フッ素化合物等の化学物質、建築物の解体時に飛散防止が必要なアスベスト[32]のほか、大気、水質、土壌の環境中の有害物質など、環境汚染を引き起こす物質に対して引き続き管理や監視が必要です。

3　社会・経済の動向

(1) 経済・企業における視点の変化

近年の環境危機の顕在化により、自然資本（環境）の基盤の上に経済社会活動が成立しているという認識が世界的に定着されつつあります。

その結果、人々の環境と経済の関係についての認識は、以前の「環境対策はコストである」「経済成長と環境保全はトレードオフ」から、「環境問題への対応の在り方が競争力等に影響する」という考え方が広まってきています。国内の企業においても、ESG 投資[33]の普及、気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）、自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD）等の取組の浸透とともに、環境問題を含む社会課題の解決を企業価値の創造につなげていく動きが活発化しています。

(2) 人口減少・少子高齢化

本県の総人口は令和２（2020）年の約 280 万人から、令和 32（2050）年に約 223 万人まで減少すると推計されており、また、県全体の 65 歳以上の比率も 35%を超えるなど、人口減少と少子高齢化による構造変化の進行が予測されます。

急速に進行する人口減少により、エネルギー消費に伴う温室効果ガスの排出やごみの排出量が減るとされる一方、世帯の少人数化や高齢化により、一人当たりのエネルギー消費量やごみの排出量が増えるといった環境負荷の増大が懸念されています。

また、中山間地域居住者の減少やライフスタイルの変化に伴い、里地の環境が変化しており、里地里山における水源涵養、災害防止、自然景観などの多面的機能や里地里山特有の生態系が失われつつあります。

このため、少子高齢化等によるライフスタイルの変化に対応した環境施策を展開していく必要があります。

(3) 急速に革新・普及が進むデジタル技術

AI/IoT 等のデジタル技術を活用した DX（デジタルトランスフォーメーション）[34]の潮流は、産業構造やビジネスモデル、働き方、暮らし方、生活スタイルそのものに変革をもたらし、社会をより便利で、快適かつ豊かなものに変える可能性を秘めています。本県では、デジタル技術を活用して、新たなサービスや付加価値を創出できる環境を整備し、県内産業の生産性向上や競争力の強化を促していくこととしています。

32　アスベスト（石綿）：天然に存在する繊維状の鉱物のこと。繊維が肺に突き刺さったりすると肺がんや中皮腫の原因になることが明らかになり、WHO（世界保健機関）ではアスベストを発ガン物質と断定。日本でも「大気汚染防止法」（昭和 43（1968）年）により、平成元（1989）年に「特定粉じん」に指定され、使用制限又は禁止されるようになった。

33　ESG 投資：従来のキャッシュフローや利益率などの、定量的な財務情報による投資判断に加えて、環境（Environment）、社会（Social）、ガバナンス（Governance）という非財務情報も考慮しておこなう投資手法。

34　DX（デジタルトランスフォーメーション）：デジタル技術を活用して、生活に関わるあらゆる分野（仕事、暮らし、地域社会、行政）において、ビジネスモデル、オペレーション、組織、文化などのあり方に変革を起こすこと。

環境施策においても、デジタル技術を積極的に活用し、エネルギー消費量の見える化や廃棄物処理施設の高度化など、環境・エネルギー分野での研究開発や施設整備を支援し、イノベーション創出につなげていく必要があります。

一方で、AI の普及や、データセンターや半導体デバイス製造工場等の関連インフラの整備に伴い、電力需要が増加すると予測されており、エネルギー効率の向上や再生可能エネルギーの導入といった持続可能な電力供給体制の確保が求められています。

(4) 大規模災害

近年、台風や集中豪雨に伴う風水害や土砂災害、地震災害などの自然災害が激甚化・頻発化しており、全国各地で甚大な被害が発生しています。令和７（2025）年には、国において南海トラフ巨大地震の被害想定の見直しが行われており、大規模地震に備えた対策の重要性が高まっています。

大規模災害が発生した際には、早期に避難生活を終わらせ生活基盤を整えるため、災害廃棄物の処理及び被災家屋の解体を迅速に進める必要があります。また、仮置場や廃棄物処理施設の周辺環境の悪化や、解体時のアスベスト飛散を抑制するための対応も必要になります。そのため、平時から県・市町・関係事業者が連携した備えを整えることが重要です。